

労働 きたきゅうしゅう

2025年
初夏号

Contents

- 働き始めて、困ったことはありませんか？ 1
- 労働相談のご案内 2
- 6月22日 日曜労働相談会開催のご案内 3
- よかばい・かえるばい企業参加（登録）募集中 3
- 育児・介護休業法の改正について 4



新社会人・学生アルバイトの皆さん、
働き始めてみて、困ったことはありませんか？



たとえば...



入社して初めてわかることって
「就職あるある」ですよね？
でも、中には笑い事じゃ
済まされない、深刻なことも。
そんな、困った時には...



福岡県では労働者支援事務所を
拠点として、皆さんの労働相談を
お受けしています。
令和7年6月22日には
日曜労働相談会もありますよ！
詳しくは次のページへGO！

労働相談のご案内

北九州労働者支援事務所では、様々な形で、皆様からの労働相談をお受けしています。

北九州労働者支援事務所のご案内

◆通常相談(来所相談、電話相談、メールによる相談受付)

受付 平日(月曜日～金曜日) 8:30～17:15

場所 北九州労働者支援事務所

(北九州市小倉北区浅野3丁目8番1号 AIMビル4F)

電話番号 093-967-3945

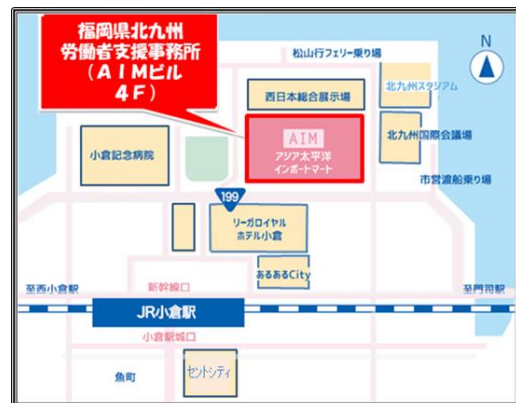
メールアドレス kitakyu-rso@pref.fukuoka.lg.jp (労働相談受付専用)

メールは受付のみで、メールへの回答は電話でおこないます。

◆夜間相談(電話相談のみ)

受付 毎週水曜日(祝日の場合は翌日) 17:15～20:00

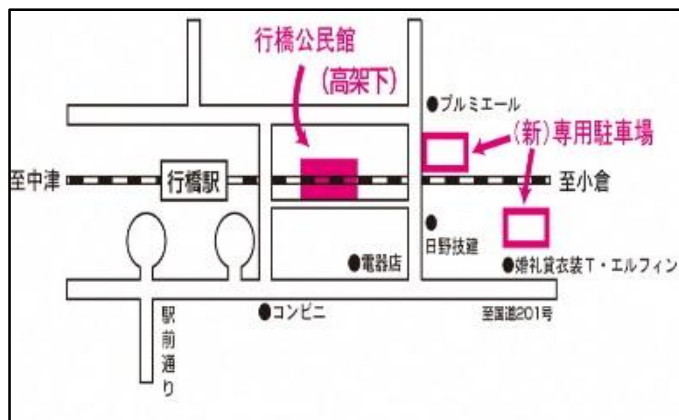
※県内4労働者支援事務所で開催対応



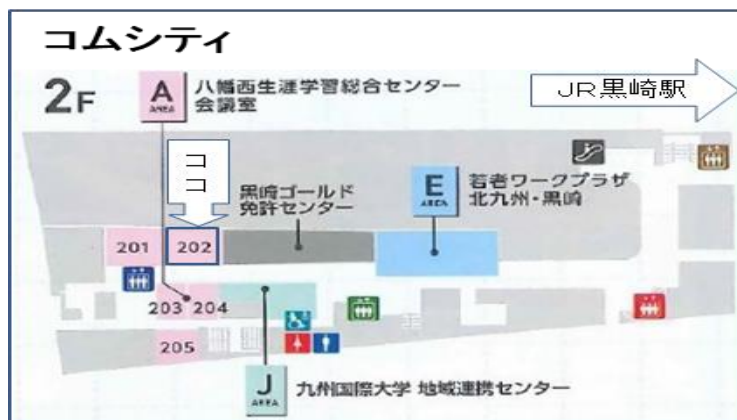
◆ 事前予約制 出張労働相談会のご案内

相談会名	会場	開催日
①行橋(京築) 出張労働相談会 開催日の 16:00～18:00 【予約締切】 前週の火曜日17時まで	行橋公民館 行橋市西宮市2丁目7-1 (JR行橋駅高架下)	令和 7年 8月18日(月)
		令和 7年10月20日(月)
		令和 7年12月 8日(月)
		令和 8年 2月 9日(月)
②北九州西部地区(黒崎) 出張労働相談会 開催日の 16:00～18:00 【予約締切】 前週の木曜日17時まで	北九州市立八幡西生涯学習 総合センター2F 202会議室 北九州市八幡西区黒崎3丁目15-3 コムシティ 2F	令和 7年 7月14日(月)
		令和 7年 9月 8日(月)
		令和 7年11月10日(月)
		令和 8年 1月19日(月)
		令和 8年 3月 2日(月)

① 行橋公民館 (JR行橋駅高架下)



②北九州市立八幡西生涯学習総合センター2F 202会議室 (黒崎ゴールド免許センターとなり)



令和7年度 日曜労働相談会を開催します

予約優先 ・ 秘密厳守 ・ 相談無料

労働者支援事務所では、『日曜労働相談会』を開催します。
職場で生じた様々な問題について、労働者・使用者どちらからも相談をお受けします。
平日はなかなか時間が取れない方も、この機会にぜひ、労働者支援事務所までご相談ください。

必要に応じて弁護士相談にもお繋ぎします。
(その場合も、まずは職員が相談を伺います。)



- ◆ 日 時 : 令和 7年 6月 22日 (日)
10:00 ~ 18:00 (受付は 17:30 まで)
- ◆ 場 所 : 福岡県北九州労働者支援事務所
(北九州市小倉北区浅野3丁目8番1号 AIMビル4F)
- ◆ 電 話 : 093-967-3945

よかばい・かえるばい企業 参加(登録)募集中!

◆「よかばい・かえるばい企業」とは?

若者、女性、高齢者など多様な人材が、多様な働き方を選択でき、その意欲と能力を
発揮できる「魅力ある職場づくり」を目指して、県内企業が働き方を見直すための取組
を宣言し実行するものです。

福岡県では、「よかばい・かえるばい企業」への登録企業を募集しています!

宣言例

- ・子育てや介護をしても働き続けられる職場にします
- ・業務の標準化や効率化のため、業務マニュアルを作成します
- ・ノー残業デー、ノー残業ウィークを実施します

特 典

- ・県専用サイトで自社の取組をPRできます
- ・中小企業向け低利融資「ふくおか県政推進サポート資金」を活用
できます!
- ・県の競争入札参加資格審査における地域貢献活動評価項目(※)の
加点対象です!



(※) 令和7年4月1日から、評価項目「36働き方改革の推進」の要件が変更されています。

要件1

「よかばい・かえるばい企業」
への登録

要件2

- ① 福岡県中小企業雇用環境改善支援センターの
訪問相談を利用
または
② 県が指定するセミナーをいずれか1つ受講



詳しくは県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/201904hatarakikatakaikaku.html>

詳細・参加登録は

福岡県 働き方かえるばい

検索

育児・介護休業法が改正されました

～ 令和7年4月1日から段階的に施行されます ～

男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などの改正が行われました。

①～⑨ ➡ 令和7年4月1日から施行

- ① 子の看護休暇の見直し
- ② 所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大
- ③ 短時間勤務制度(3歳未満)の代替措置にテレワークを追加
- ④ 育児のためのテレワーク導入
- ⑤ 育児休業取得状況の公表義務適用拡大
- ⑥ 介護休暇を取得できる労働者の要件緩和
- ⑦ 介護離職防止のための雇用環境整備
- ⑧ 介護離職防止のための個別の周知・意向確認等
- ⑨ 介護のためのテレワーク導入

詳しくは福岡労働局雇用環境・均等部へ

電話 092-411-4894
受付時間: 8時30分～17時15分
(土日・祝日・年末年始を除く)

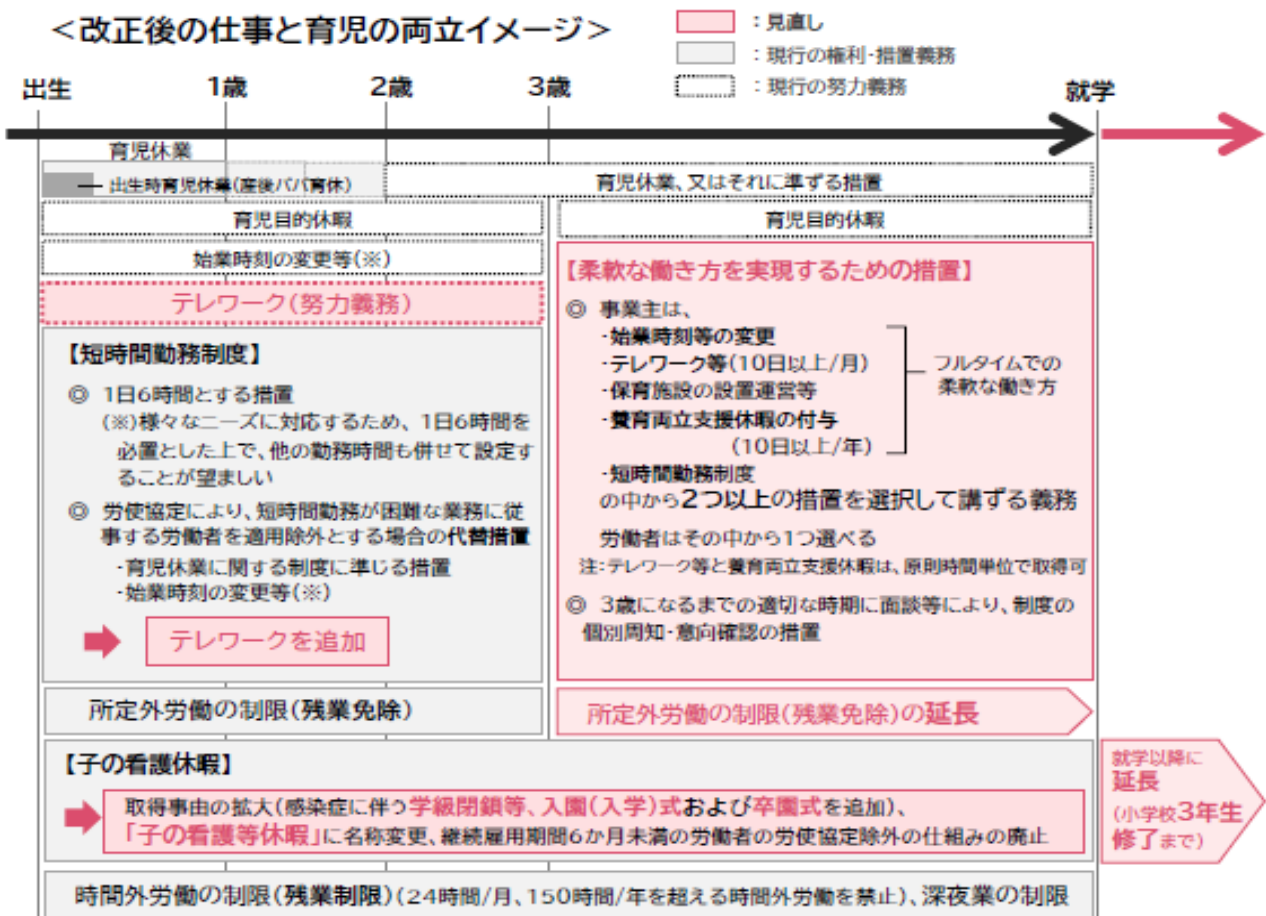
こちらのQRコード
からも確認できます



⑩～⑪ ➡ 令和7年10月1日から施行

- ⑩ 柔軟な働き方を実現するための措置等
- ⑪ 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮

<改正後の仕事と育児の両立イメージ>



※始業時刻の変更等:フレックスタイム制、時差出勤、保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与